

令和6年度第4四半期、令和7年第1・2・3四半期 飼料価格高騰緊急対策事業の概要と申請方法 三重県

- 【事業実施主体】**(一社)三重県畜産協会、(一社)三重県配合飼料価格安定基金協会、
三重県酪農農業協同組合、JA全農くみあい飼料(株)東海支店
- 【事業の概要】**輸入飼料価格が長期間高止まりしている現状をふまえ、配合飼料、単味飼料、粗飼料の購入費の一部を補助します。
- 【補助対象期間】**令和6年度 第4四半期(令和7年1~3月)、
令和7年度 第1・2・3四半期(令和7年4~12月)
- 【補助対象者】**県内に所在する農場で牛、豚、鶏を飼養する畜産農家。

【事業内容】

(1) 配合飼料対策

- ・補助対象農家：上記補助対象者のうち配合飼料価格安定制度に加入している畜産農家
(県内の配合飼料価格安定基金取扱団体等を通じて補助金支払)
- ・補助単価：県が定める単価
(算定方法：予算の範囲内において、当該四半期の平均輸入原料単価から、直近5年間の平均輸入原料単価と国補てん金を差し引いた額の1/2以内に200円を加算)
- ・補助対象数量：当該四半期の配合飼料価格安定制度の補てん数量
※対象数量の考え方は国の配合飼料価格安定制度の補てん数量と同じ
ですが、国の配合飼料価格安定制度の発動の有無は関係ありません。

(2) 単味飼料対策

- ・補助単価：県が定める単価
(算定方法：予算の範囲内において、当該四半期の平均輸入原料単価から、直近5年間の平均輸入原料単価と国補てん金を差し引いた額の1/2以内)
- ・補助対象飼料：当該四半期に納品された単味飼料のうち、以下の品目
トウモロコシ(魚粉等を混合した二種混合飼料を含む)、大麦、
大豆(大豆粕を含む)、ふすま、ビートパルプ

(3) 粗飼料対策

- ・補助単価：県が定める単価
(算定方法：予算の範囲内において、当該四半期の平均粗飼料輸入単価と直近5年間の平均粗飼料輸入単価の差額の1/2以内)
- ・補助対象飼料：当該四半期に納品された輸入粗飼料のうち、以下の品目
アルファルファ、チモシー、スーダン、オーツ、クレイングラス、
ヘイキューブ 【※稲わら、麦わら、ストロー類は、補助対象外】

【単味飼料対策・粗飼料対策については、以下の点にご留意ください。】

- ・補助の下限：当該四半期の単味飼料と粗飼料(いずれも補助対象品目)の合計納品数量が3トン(月平均1トン)未満の場合は、補助対象外となります。
- ・単味飼料対策・粗飼料対策の申請書類送付先：
酪農 … 三重県酪農農業協同組合 酪農以外 … (一社)三重県畜産協会

裏面もご確認ください

【支払時期】 3月上旬を予定しています。

【申請の手順】

(1) 配合飼料対策

〔配合飼料価格安定対策に加入している畜産農家が対象〕

①以前に事業を利用している者は手続きはありません。

※本年度から初めて事業を利用する者は、「個人情報の利用に関する承諾書」を提出してください。

②補助金は配合飼料安定基金受取口座に振り込まれます。(同時に郵送で通知)

(2) 単味飼料対策・粗飼料対策

〔当該四半期に単味飼料と輸入粗飼料(いずれも対象品目)合わせて、当該四半期あたり3トン未満の場合は、補助対象外となります。(当該四半期に納品された分のみ適用)〕

①対象期間(令和6年度第4四半期、令和7年度第1・2・3四半期)分の、単味飼料・粗飼料の請求書等(納品日・納品数量・品目が分かる伝票)をそろえてください。

②「申請書」に必要事項(申請者情報、畜種、口座情報等)をご記入ください。
(誤振込防止のため、振込口座の通帳の見開きページのコピーを添付)

③「申請飼料一覧表」に、当該四半期に納品した単味飼料と粗飼料の 納品日・品目・数量等をご記入ください(記入例を参照)。※用紙が足りない時はコピー

④添付のレターパックに「申請書」、「申請飼料一覧表」、および請求書等の原本を封入し、郵送(そのままポストに投函可)。※請求書等は後日返還します。

※申請締切:令和8年1月30日(金)(必着)

⑤補助金は指定の振込口座に補助金が振り込まれます。(同時に郵送で通知)

【事業期間及び補助単価について】

今回の飼料価格高騰緊急対策事業は、令和6年度第4四半期、令和7年度第1・2・3四半期分が対象です。

予算に限りがあるため、補助単価は県の算定額のより低くなることがあります。また、当該四半期の飼料等の平均輸入単価によっては補助単価の算定額が0円となることがあります。

お問い合わせ先:三重県農林水産部 畜産課 畜産振興班(電話 059-224-2541)

表面もご確認ください